

尼崎市行政不服審査会答申  
(答申第10号)

令和3年9月7日  
尼崎市行政不服審査会

# 答申

## 第1 審査会の結論

生活保護法第78条に基づく徴収金決定処分に係る本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

## 第2 事案の概要

### 1 関係法令等の定め

- (1) 生活保護法（以下「法」という。）第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と定める。
- (2) 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定める。

### 2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、平成22年12月17日、処分庁に対し、法に基づく保護申請を行い、処分庁は同日付で保護開始決定処分を行った。
- (2) 平成23年1月6日、審査請求人が処分庁に来庁した際、担当ケースワーカーから「生活保護のしおり」が審査請求人に交付された。また、同日、審査請求人は「説明確認書」に署名押印して処分庁に提出した。
- (3) 平成30年2月9日、担当ケースワーカーが定期訪問のために審査請求人宅を訪問し面談を行った。その際、審査請求人は体調不良である旨述べた。
- (4) 平成30年8月14日、担当ケースワーカーが定期訪問のために審査請求人宅を訪問し面談を行った。その際、審査請求人は体調不良である旨述べた。また、同日、審査請求人は「収入申告書」、「資産申告書」及び「自立更生計画書及び確認書」に署名押印をして提出した。
- (5) 平成30年12月6日、担当ケースワーカーが定期訪問のために審査請求人宅を訪問し面談を行った。その際、審査請求人は体調不良が継続している旨述べた。
- (6) 令和元年7月18日、令和元年度の審査請求人の課税調査において、処分庁に申告されていない就労収入があることが判明したため、処分庁において審査請求人と面談を実施した。その際、審査請求人が収入申告義務を怠り就労を続けていたことを認めたため、就労先への調査が行われることとなった。

- (7) 令和元年8月14日、担当ケースワーカーが定期訪問のために審査請求人宅を訪問し面談を行った。その際、概ね体調不良はなく、派遣社員として週5、6日程度就労していること、債務整理について弁護士に依頼していることなどを述べた。
- (8) 令和元年9月25日、株式会社●●●●より処分庁へ貸金台帳の送付があり、平成29年12月から令和元年8月まで審査請求人が就労収入を得ていたことが判明した。
- (9) 令和元年10月2日、株式会社▲▲▲▲より処分庁へ給与明細書の送付があり、平成30年12月から令和元年6月まで審査請求人が就労収入を得ていたことが判明した。同日、処分庁は審査請求人に対し当該調査結果を報告したところ、審査請求人より内容の相違がないことの確認がなされ、就労収入額全額についての返還意思があることを確認した。
- (10) 令和元年10月2日、処分庁はケース検討会議を実施し、審査請求人が就労収入についての申告義務があることを承知しながら意図的にこれを行わず、もって不正な手段により保護費を受給したと認定し、生活保護法第78条に基づく費用徴収が妥当であると判断した。
- (11) 令和元年10月4日、処分庁は審査請求人に対し、法第78条に基づく徴収金決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで、本件処分決定通知書（以下「決定通知書」という。）を審査請求人へ郵送した。
- (12) 令和元年12月2日、審査請求人が本件処分に対する審査請求を行った。
- (13) 令和2年5月25日、処分庁は「生活保護法第78条徴収金に関する徴収決定理由について」と題する書面（以下「理由補充通知」という。）を審査請求人に交付した。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は概ね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) ケースワーカーによる定期訪問において、審査請求人の就労に関する具体的な質問はなく、審査請求人が収入申告書に「収入なし」と記載したのは考え無しに記載したものである。よって、積極的に虚偽の報告をしようとする意図はなく、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た場合には該当しないため、本件処分は違法である。
- (2) 行政庁が不利益処分をする場合には、理由の提示が必要であり、処分理由が提示されなかったり、理由の記載が不十分な場合には、当該処分は違法となり、取消しを免れない。本件処分においては、「稼働収入の無申告による」との記載があるのみで、いかなる事実関係を認定して判断したかについての具体的な記載がなく、適法な理由の提示がない。また、処分庁による理由補充通知が行われているが、処分後

の理由の補充による瑕疵の治癒は認められない。

## 2 処分庁の主張

処分庁は概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却すべきとする裁決を求めている。

- (1) 法第78条第1項に規定される、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」とは、積極的に虚偽の事実を申告して保護を受けた場合のほか、消極的に本来申告すべき事実を隠ぺいして保護を受けた場合も含むと解すべきである。

本件処分において、審査請求人は、平成29年12月から令和元年6月までの間において、積極的に虚偽の事実を申告して保護を受けた場合に該当するといえるが、仮にこれに該当しないとしても、少なくとも消極的に本来申告すべき事実を隠ぺいして保護を受けた場合に該当することは明らかである。よって、審査請求人は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た場合に該当する。

- (2) 決定通知書には、本件処分の理由（徴収の理由）として「稼働収入の無申告による」と記載されているが、本件処分に至るまでの事実関係等に鑑みれば、上記記載や決定通知書の他の記載をもって、理由の提示として欠けることはない。

## 第4 審理員意見書の要旨

審理員は、本件審査請求は棄却すべきであるとしており、その理由は次のとおりである。

### 1 法第78条第1項該当性について

審査請求人は、平成23年の生活保護受給当初から就労による収入を得た場合には届出を行う義務があることを認識していた。にもかかわらず、平成29年12月から就労を開始し、それにより得た収入について届出を行わず、その後のケースワーカーによる定期訪問においても収入がない旨の虚偽の申告を行ったものである。よって、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た場合（法第78条）に該当するため、本件処分は適法である。

### 2 理由の提示について

法第78条第1項には「不実の申請その他不正の手段により保護を受け」た場合に費用徴収する旨を規定し、法第61条では「収入、支出その他生計の状況について変動等があったとき・・・は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」との被保護者の義務を定めている。これらの根拠規定によれば、稼働収入について虚偽の申告を行えば、費用徴収の対象となることは明白であり、複雑な定めとはなっていない。また、決定通知書の記載には、「稼働収入の無申告」との記載があり、法第61条に定める義務のうち「収入」についての届出義務違反を認定したことが特定されている。さらに、本件処分に至るまでの事実関係に鑑みれば、届出義務に反して虚偽の申告を行い、生活保護受給を継続したことについて審

査請求人が自認し、稼働期間や収入額については審査請求人がケースワーカーとの面談において資料等により確認済みであったことから、根拠規定の適用の原因となった具体的な事実関係について審査請求人が当然に知り得たという事情が認められる。

これらのことから、決定通知書の記載によって、法第61条の届出義務に反するものとして法第78条第1項に基づく徴収決定がされたことを審査請求人が了知するものであるから、行政手続法第14条第1項本文の理由の提示として欠けるところはない。

## 第5 審査庁の判断

審査庁は、本件審査請求を棄却すべきと考えており、その理由は審理員意見書に同旨である。

## 第6 審査会の判断

本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当であり、その理由は次のとおりである。

### 1 法第78条第1項該当性について

#### (1) 認定事実

次のとおり、本件処分に係る事実を認定した。

ア 平成23年1月6日、審査請求人は担当ケースワーカーから「生活保護のしおり」に沿って説明を受け、「説明確認書」に署名、押印した。「生活保護のしおり」には、「仕事についていなかった人が仕事についたとき」の届出義務(法第61条)及び「収入があるのに届出をしなかったとき」の費用徴収(法第78条)について記載があり、「説明確認書」にも「費用徴収について説明を受けました」との記載がある。

この点、審査請求人は、担当ケースワーカーから生活保護のしおりに沿った説明はなかったとの主張をするが、説明確認書に審査請求人の署名、押印があり、「生活保護のしおりに沿って説明を受けました」との記載にもチェックがされており、その信用性を否定する事情も存在しないのであるから、審査請求人の主張は採用できない。

イ 審査請求人は、平成29年12月から株式会社●●●●にて就労を開始し、平成29年12月から令和元年6月までの間、合計1,181,808円の給与の支給を受けた。また、平成30年11月から株式会社▲▲▲▲にて就労を開始し、平成30年12月から令和元年6月までの間、合計220,840円の給与の支給を受けた。

ウ 平成30年2月9日、担当ケースワーカーによる定期訪問が行われ、体調等の近況と就労についての聞き取りが行われた。審査請求人は体調が良くないこと、

現時点では就労していないが、今後は求職活動を行おうと考えていることなどを述べた。

この点、審査請求人は、就労について話した記憶はない旨主張しており、処分庁が作成するケース記録票の記録内容とは異なっている。しかし、ケース記録票は、担当ケースワーカーによって定期訪問の都度作成されるものであり、毎回近況（体調）と就労についての聞き取りが記載されており内容も具体的で信用できるものである。よって、定期訪問において、審査請求人の就労に関する聞き取りは実施されたと認めることができる。

エ 同年8月14日、同年12月6日の担当ケースワーカーによる定期訪問においても上記同様、近況（体調）と就労に関する聞き取りが行われており、審査請求人が現時点では就労していない旨を述べたことが認められる。また、同年8月14日の定期訪問時には収入申告書および自立更生計画書及び確認書についても審査請求人によって作成され、現時点では就労によって得た収入がないこと、今後求職活動を行うことおよび収入に変動があったときはすみやかに収入申告をしなければならないことなどが確認されている。

この点、審査請求人は、収入なしと記載したことについて、それまでずっと収入なしと記載していたことから、何も考えないままに同じように記載した旨、主張する。しかし、後述のように、審査請求人は過去に長期間にわたって収入申告書を提出していたことがあるのであり、収入申告書の様式、内容についても平易な記載となっているのであるから、審査請求人の主張は採用できない。

オ 令和元年7月18日、審査請求人は、令和元年度課税調査による就労収入について指摘された際、収入申告の義務については認識していたものの申告を怠って就労を継続していたことを認めた。また、同年10月2日、審査請求人は、処分庁の調査によって株式会社●●●●および株式会社▲▲▲▲から提出された給与明細書等についても相違ないと認めた。

カ なお、審査請求人は、平成25年2月25日、稼働収入の無申告を理由に費用徴収（法第78条）の決定を受けている。この際、審査請求人は就労収入の指摘を受けてすみやかに就労開始報告書を提出し、その後、平成28年11月16日までの間、収入申告書等を提出している。

キ 決定通知書には、次のとおりの記載がある。

- 「1 種別 生活保護法第78条徴収金」
- 「2 決定年月日 令和元年10月4日」
- 「3 徴収の理由 稼働収入の無申告による」
- 「4 徴収対象額 1, 402, 648円」
- 「5 徴収控除額 7, 319円」
- 「6 加算金 139, 532円」

「7 徴収決定額 1, 534, 861円」

「8 徴収方法 分割払いによる」

## (2) 判断

上記第6-1-(1)のとおり認定した事実から、審査請求人は、平成23年の生活保護受給当初から就労による収入を得た場合には申告を行う義務があることを認識していた。にもかかわらず、平成29年12月から就労を開始し、それにより得た収入について申告を行わず、その後のケースワーカーによる定期訪問においても収入がない旨、意図的に虚偽の申告を行ったものである。よって、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た場合（法第78条）に該当するため、本件処分は適法である。

## 2 理由の提示について

### (1) 認定事実

次のとおり、本件処分に係る事実を認定した。

ア 処分庁は、令和元年度課税調査において、審査請求人が申告のない就労収入を得ている可能性があることを確認したことから、令和元年7月18日、審査請求人に対し、就労収入の有無について聴取したところ、審査請求人は、収入申告の義務については認識していたが、申告を怠り就労を続けていたことを認めた。一方、審査請求人は、就労開始時期については覚えておらず、当該就労に係る給与明細等の書面も紛失していた。

イ 令和元年7月19日、処分庁は、令和元年度課税調査にて判明した審査請求人の就労先（株式会社●●●●及び株式会社▲▲▲▲）に対し、法第29条に基づく調査を依頼したところ、同年9月25日に株式会社●●●●、同年10月2日に株式会社▲▲▲▲より賃金台帳の送付があり、当該賃金台帳により、審査請求人が上記1（1）イのとおり、就労先から給与の支給を受けていたことを確認した。

ウ 令和元年10月2日、処分庁は、上記1（1）イの調査により、審査請求人の就労先から送付された賃金台帳を審査請求人に提示し、口頭にて説明したところ、審査請求人は、就労及び当該就労による収入を得ていた事実を認めた。当該就労収入について全額を返還する意思を示した。

エ 令和元年10月4日、処分庁は審査請求人に対し、本件処分を行い、同日付けで、決定通知書を審査請求人へ郵送した。

オ なお、処分庁は本件処分に先立ち、上記2（1）アイウのとおり、審査請求人に対し法第78条を適用し本件処分を行うこととなった事実関係ないし徴収金の根拠等を説明したものと認められる。

カ 令和元年10月8日、審査請求人は処分庁に対し、本件処分に係る徴収金の納付について、分割納付申請書兼申出書を提出した。

## (2) 判断

ア 本件処分は不利益処分であるところ、行政手続法第14条第1項本文が不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきなのかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決すべきである

(最高裁平成21年(行ヒ)第91号同23年6月7日第3小法廷判決・民集65巻4号2081頁参照)。また、提示すべき理由の内容及び程度は、特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に抽象的に処分の根拠規定の該当条項を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的な事実関係をも当然に知りうるような例外の場合を除いては、法の要求する理由の提示として十分ではないと解すべきである(最高裁昭和49年4月25日第1小法廷判決・民集28巻3号405頁参照)。

イ そこで本件について検討すると、法第78条第1項には「不実の申請その他不正の手段により保護を受け」た場合に費用徴収する旨を規定し、法第61条では「収入、支出その他生計の状況について変動等があったとき・・・はすみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」との被保護者の義務を定めている。これらの根拠規定によれば、稼働収入について虚偽の申告を行えば、費用徴収の対象となることは明白であり、複雑な定めとはなっていない。また、決定通知書の記載には、「稼働収入の無申告」との記載があり、法第61条に定める義務のうち「収入」についての届出義務違反を認定したことが特定されている。さらに、本件処分に至るまでの事実関係に鑑みれば、届出義務に反して虚偽の申告を行い、生活保護受給を継続したことについては、審査求人が自認し、返還の対象となる金額の算定根拠となる稼働期間や収入額については、実際に稼働した審査請求人自身がケースワーカーからの資料等に基づく説明により確認済みであったことから、根拠規定の適用の原因となった具体的な事実関係について審査請求人が認識していたと考えられる。

以上によれば、本件処分通知の記載によって、法第61条の届出義務に反するものとして法第78条第1項に基づく徴収決定がされたことを審査請求人が了知しうると考えられるから、行政手続法第14条第1項本文の理由の提示として妥当である。

(参考)

審査の経過	
令和3年 1月14日	諮問書を受理（諮問第10号）
令和3年 5月14日	第1回審議
令和3年 9月 7日	答申

尼崎市行政不服審査会委員		
氏名	現職	備考
白井 俊美	弁護士	会長
武田 純	弁護士	会長職務代理者
海道 俊明	関西大学大学院法務研究科准教授	